

国 総 建 第 3 8 号
平成18年4月28日

(社) 日本建設機械化協会 殿

国土交通省総合政策局建設業課長



建設業法施行規則の一部を改正する省令等の施行について (通知)

平成十八年四月二十八日付けで建設業法施行規則等の一部を改正する省令(平成十八年国土交通省令第六十号)が公布されました。

今回の改正は、会社法(平成十七年法律第八十六号)及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第八十七号)等が平成十八年五月一日から施行されることに伴い、建設業法施行規則の別記様式等について所要の改正を行うものであり、同日から施行することとしています。今般の改正の主な内容は以下のとおりですので、貴団体におかれてはその趣旨に従い、法令の遵守に遺漏なきを期すよう、貴団体傘下の建設業者に対し指導を徹底されますようお願いいたします。

なお、建設業者が作成する計算書類等に係る規定及び様式並びに関係告示等については、六月中を目処に改正を行う予定ですので、御留意願います。

記

一 有限会社法の廃止について

会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、有限会社法(昭和十三年法律第七十三号)が廃止されます。会社法の施行時にすでに設立されている有限会社は、会社法上の株式会社として存続しますが、定款の変更等一定の手続をしない場合には、特例有限会社に移行することとなります。特例有限会社は、従前の有限会社とほぼ同様の規律の適用を受けることとなり、商号には「有限会社」という文字を使用しなければなりません。

この改正を踏まえ、許可申請及び毎事業年度経過後の際に許可行政庁に提出すべき書類について、特例有限会社は従前の有限会社と同様、事業報告書及び附属明細表を求めないことにしました。また、別記様式中の「有限会社」という用語を「特例有限会社」と変更しています。

二 合同会社の創設について

会社法の施行によって、柔軟な経営が可能な有限責任の法人として、合同会社という会社類型が創設されることとなりました。この改正に伴い、別記様式において法人の種類及び略号を定めている箇所、「合同会社（合）」を追加することとしました。

三 会計参与の創設について

会社法の施行によって、株式会社は、計算書類を取締役等と共同作成する等の職務を行う会計参与を設置することができることとされました。会計参与は会社法上の役員とされているため、別記様式中「取締役、執行役又は監査役」と記載されている箇所を「取締役、執行役、会計参与又は監査役」との記載に変更しています。

四 用語の整理、改正・廃止された法律の手当について

会社法においては、法文の現代語化に併せて用語の整理も行っているため、当該整理された用語を建設業法施行規則において引用している箇所について、同様の整理を行いました。

具体的には、「営業」を「事業」に変更し、「合名会社又は合資会社」を「持分会社」に変更し、「業務執行権を有する社員」を「業務を執行する社員」に変更しています。

また、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律において、商法等が改正され、株式会社の株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）や有限会社法等が廃止されますが、それらの法律を引用している箇所については、「旧商法」や「廃止前の有限会社法」のように措置をしています。

株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の廃止により、当該法律において定義されていた「小会社」という概念がなくなりますが、従前「小会社」に分類されていた株式会社については、今回の改正後も附属明細表を求めないこととしています。

五 経過措置規定について

以上の改正により、別記様式が一部変更となりますが、当分の間、従前の様式を使用できる旨、経過措置において規定しています。

以上